



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 8 8 号

平成28年(2016年)12月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について ( " ) 5
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○市道の区域の変更について (道路管理課) 6
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○道路の供用の開始について ( " ) 6
○建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入 札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課)	3	●公 告
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	5	○予防接種を行うことについて (健康政策課) 6
		○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課) 7
		●消防局公告
		○消防車のサイレンの使用について (消防総務課) 7
		●公営企業公告
		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について (企業総務課) 7

## 告 示

### ●金沢市告示第333号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営香林坊自転車駐車場  
 金沢市営柿木畠自転車駐車場  
 金沢市営片町広場自転車駐車場  
 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場  
 金沢市営武蔵自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場  
 金沢市営此花町自転車駐車場  
 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場

## 2 移動し、保管した自転車等の台数

自転車 144台  
 原動機付自転車 2台

## 3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年11月1日から同月30日まで

## 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
 公益財団法人金沢まちづくり財団

## 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成28年12月21日から平成29年3月20日まで  
 午前10時から午後7時まで  
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第334号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地内	自 転 車	2台
安江町地内	自 転 車	1台
小立野2丁目地内	自 転 車	1台
木越町地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	1台
田上の里2丁目地内	自 転 車	2台
三馬3丁目地内	自 転 車	3台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	3台
片町1丁目地内	自 転 車	2台
中橋町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
平成28年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成28年12月21日から平成29年6月20日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

### ●金沢市告示第335号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成29年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成27年告示第20号（建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、平成29年3月31日限り廃止します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

#### 第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

#### 第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者等

1 入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(7)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けている者
- (2) 次のア又はイのいずれにも該当しない者
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
- (3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。）を完納している者
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主にあつては、同法第7条の規定によるその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったことの届出を行っている者
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第48条の

規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者

(7) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主にあつては、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者

2 入札参加資格の審査に係る申請ができる建設工事共同企業体(2以上の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。以下同じ。)は、その構成員の全てが第1の規定による入札参加資格の決定を受けた者又は第4の規定による資格審査申請書を提出した者であるものとします。

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項について行うものとします。

(1) 本市内に主たる営業所を有する者 客観的事項及び主観的事項

(2) 本市外に主たる営業所を有する者 客観的事項

2 客観的事項は、建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査項目及び審査基準によるものとします。

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 工事成績評点

(2) 指名停止状況

(3) 優良建設工事の表彰実績

(4) ISO及びエコアクション21の取得状況

(5) 本市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況

(6) 本市との除排雪委託契約の契約状況

(7) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況及び同法第13条に規定する基準に適合する一般事業主である旨の認定状況

(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者の雇用状況

(9) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

(10) 保護観察対象者等の協力雇用主としての登録状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、平成29年2月1日から同月28日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 建設工事共同企業体については、その都度市長が定める期間内に資格審査申請書を市長に提出してください。

3 市長がやむを得ないと認める場合は、1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつた者でも、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

4 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、2に該当する場合及び市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その都度市長が定める日とします。

(1) 客観的事項 平成28年10月1日の直前の営業年度の終了の日

(2) 主観的事項 平成28年12月31日

5 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

書類番号	添付書類	本市内に主たる営業所を有する者	本市外に主たる営業所を有する者
1	総合評定値通知書	○	○
2	主観的事項に関する調査票	○	—
3	許可証明書又は許可通知書	○	○
4	工事経歴書	直前2年の各営業年度分	○
		石川県内に所在する官公庁の元請分	—
5	技術職員名簿等	総括表	○
		技術職員名簿	○

	技術職員名簿（石川県内にある営業所人員）	—	○
6	委任状	○	○
7	市税滞納有無調査承諾書	○	○
8	国税に係る納税証明書	○	○
9	使用印鑑届	○	○
10	主たる営業所に関する誓約書	○	—
11	営業所一覧表	—	○
12	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	○	○
13	役員の兼務及び資本関係調書	○	○
14	金沢市入札参加申請登録票	○	○

## 備考

- 印を付した項目に該当する書類について、提出を要するものとします。ただし、書類番号6に掲げる書類については、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限り、提出を要するものとします。
- 書類の様式は、それぞれ発行する官公署等において定められた様式によるものとします。

## 第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

- 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。
- 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2又は3の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

## 第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- 第2の1の(1)又は2の規定に該当しないこととなったとき。
- 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

## 第7 経過措置

- 廃止前の平成27年告示第20号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

## ●金沢市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
中嶋歯科医院	金沢市東山3丁目5番10号	平成28年9月23日
金沢まごころ歯科	金沢市玉銚4丁目26番2号	平成28年11月18日
波動歯科診療所	金沢市吉原ヨ104番地	平成28年11月24日
金沢西みなとクリニック	金沢市金石東1丁目4番11号	平成28年11月1日

## ●金沢市告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第

55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
中嶋歯科医院	金沢市東山3丁目24番10号	平成28年9月22日
すずき心のクリニック金沢	金沢市広坂1丁目1番46号 カサロビル2F	平成28年11月1日
医療法人社団博友会 みなとクリニック	金沢市金石北1丁目19番40号	平成28年10月31日

#### ●金沢市告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年12月21日から平成29年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	三馬2号	米泉町2丁目3番1先から	旧	4.8~4.9	8.5
	米泉町2丁目線7号	米泉町2丁目2番1先まで	新	9.2~9.9	8.5

#### ●金沢市告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年12月21日から平成29年1月4日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
三馬2号	米泉町2丁目3番1先から	平成28年12月21日
米泉町2丁目線7号	米泉町2丁目2番1先まで	

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成28年12月21日から 平成29年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者	平成28年12月21日から 平成29年3月31日まで	

(2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の3に規定する者
-------------------------------------------

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
中田 竜介	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地
坂本 大輔	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地
湯浅 幹也 湯浅 豊司	湯浅医院	小松市旭町95番地

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成28年12月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第84号	平成28年 12月13日	金沢市有松4丁目74番及び75番の各一部並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	38.00	5.70 ～ 5.93

**消 防 局 公 告**

金沢市消防出初式を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成28年12月21日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 彦三町交差点～武蔵交差点～上堤町交差点

日 時 平成29年1月8日（日） 午前9時から午前11時まで

**公 営 企 業 公 告**

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成28年12月21日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
13	上野設備	金沢市扇町13番29号	平成28年11月28日
209	有限会社キタカワ	金沢市湊1丁目52番地	平成28年12月2日
215	越川設備工業	金沢市額乙丸町二238番地	平成28年12月6日

## ◎正 誤

○平成27年12月28日付け金沢市公報号外第31号の4

頁	箇所	誤	正
8	下から4行目	ふりがな	フリガナ

平成28年(2016年)12月21日 印刷

平成28年(2016年)12月21日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄